

保護者各位

狛江市子ども家庭部  
児童育成課長 三宅 哲

## 緊急事態宣言期間中の保育園等の運営方法について

日頃から狛江市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。令和3年4月23日に、4月25日から5月11日までの期間、新たに緊急事態宣言が発出される見込みであることを受け、今後の保育園等の運営方法について、下記のとおりご案内をいたします。ご協力の程、よろしくお願ひいたします。なお、発出後に期間等内容が異なっていた場合は、別途ご案内いたします。

## 記

## 1. 緊急事態宣言期間中の保育園等の運営方法について

この度の緊急事態宣言においては、感染症対策を徹底した上で開園を基本といたします。その中においても、無理のない範囲で家庭保育が可能な方につきましては、ご協力をお願いいたします。

緊急事態宣言期間中、全ての日において登園を自粛された場合に限り、日割り減免を行います。算定方法については「3. 宣言期間中、全日数登園を自粛された場合」をご参照ください。

## 2. 受入にあたってのお願い

- (1) 児童・保護者（同居の家族を含む）の皆様におかれましては、土日祝日を問わず毎日の体温測定を徹底し、ご家族の方も含めて発熱等の風邪症状（咳・鼻水・だるさなど）がある場合は、児童の登園を控えてください。保育施設における職員も同様の対応を行います。
- (2) PCR検査を受けることとなった場合は、必ず保育施設へご連絡をお願いいたします。
- (3) 保護者の皆様はマスクの着用にご協力をお願いいたします。
- (4) 児童の受け渡しにあたり、保護者との接触は最低限に抑えたいと考えます。園により状況が異なるため、詳細については各園からのお知らせをご確認ください。また、在籍児童のご兄弟姉妹を施設内に入れることは可能な限り避けてください。
- (5) 風邪症状や発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談をしてください。

## 3. 宣言期間中、全日数登園を自粛された場合

全日数登園を自粛された場合のみ、下記のとおり保育料の減額を行います。期間中1日でも登園された場合、減額は行いません。

- 4月分：【変更後の保育料＝ご自身の保育料×21日（※1）÷25日（※2）（10円未満切捨て）】
- 5月分：【変更後の保育料＝ご自身の保育料×17日（※3）÷25日（※2）（10円未満切捨て）】

※1 緊急事態宣言期間を除く4月1日から24日までの土曜日を含む開園日数。

※2 今回の日割り対応における保育料算定では、国の考え方にに基づき、月によらず「25」で計算します。

※3 緊急事態宣言期間を除く5月12日から31日までの土曜日を含む開園日数。

#### <注意事項>

- ・各月の期間終了後に登園状況を確認し、変更後の保育料を確定いたします。
- ・幼児教育・保育の無償化対象者の場合は、その金額を除いた額から算出を行います。  
例) 3歳児クラス、月額保育料60,000円の場合  
 $(60,000円 - 37,000円) \times 21日 \div 25日 + 37,000円 =$ 変更後の4月保育料56,320円  
 $(60,000円 - 37,000円) \times 17日 \div 25日 + 37,000円 =$ 変更後の5月保育料52,640円
- ・月の契約が220時間を超える場合は、延長保育料相当とみなし、月220時間あたりの保育料を算出した上で減額計算を行います。  
例) 月契約270時間の場合： $30,000円 \div 270 \times 220 = 24,444円$  (小数点以下切捨)  
→これに基づき、変更後の保育料を算定

#### <基本の減額例> 保育料月額30,000円の場合

$30,000円 \times 21日 \div 25日 =$ 変更後の4月保育料25,200円

$30,000円 \times 17日 \div 25日 =$ 変更後の5月保育料20,400円

- 注意事項：保育料の徴収額は在籍の認可外保育施設に市から案内を行い、充当又は還付方法については各施設にてご対応いただきます。

#### 4. その他

この度の緊急事態宣言を受け、市役所職員も一部在宅勤務となります。緊急事態宣言期間中は、電話や窓口でお待たせする可能性がありますので、ご了承ください。

施設においては、手洗いや手指消毒、適切な換気、共有部分等における毎日の消毒等、基本的な感染症対策を徹底してまいります。また、3密を避ける工夫や外部者との接触の制限等も行ってまいります。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況によって、上記実施内容を延長する可能性があります。変更がある場合は、別途お知らせいたします。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

問合せ先：狛江市児童育成課幼児教育・保育係

03-3430-1111 内線2316・2317・2328・2398